

# 9月定例議会

平成28年9月定例議会は、9月6日に開会し、平成28年度一般会計補正予算など町長提出の議案13件を原案のとおり可決し、9月21日に閉会しました。

なお、平成27年度決算（7件）は決算特別委員会で閉会中に継続審査されることになりました。

## 主な町長提出議案

●教育委員会の委員の任命について  
 渡辺暁男氏の任期が平成28年9月30日で満了となるため、同氏を再任命する案が提出され、同意されました。  
 ●平成28年度伊奈町一般会計補正予算（第2号）  
 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ590万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,984万2千円とするものです。  
 （その他の補正予算）

- ・平成28年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・平成28年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ・平成28年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・平成28年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・平成28年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

・平成28年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）

●伊奈町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例  
 社会情勢の変化および喫緊の課題に着実に対応し、将来にわたり持続可能な町政の実現に向け、さらなる行財政改革を推進するため、所要の改正をするものです。

●伊奈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 建築基準法施行令の一部改正および家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部が改正されたため、所要の改正をするものです。

●町道路線の認定について  
 小針新宿字在家前712番1地先から小針新宿字在家前720番地先までを新たに町道として認定するものです。

## 副町長に

田沢純一氏



欠員となっていた副町長に、10月1日から田沢純一氏（52歳）が就任しました。

田沢氏は昭和62年4月に埼玉県庁に入庁し、秘書課、広聴広報課、埼玉スタジアム2002公園管理事務所長などを歴任されました。

## 教育長に

高瀬浩氏



前教育長の坂井貞雄氏の任期満了に伴い、10月1日から高瀬浩氏（60歳）が就任しました。

高瀬氏は昭和53年4月に教職につかれ、伊奈中学校長、県教育局南部教育事務所副所長、県立総合教育センター総合企画長、小針北小学校長などを歴任されました。

## 町内情報案内板・庁舎案内板を設置しました

庁舎に来庁される方々への利便性の向上と公有財産の有効活用を図るため、町役場東庁舎1階自動ドア横に町内情報案内板および庁舎案内板を設置しました。町内の公共施設や役場庁舎案内図、行事案内等を分かりやすく表示しています。来庁の際はぜひご利用ください。



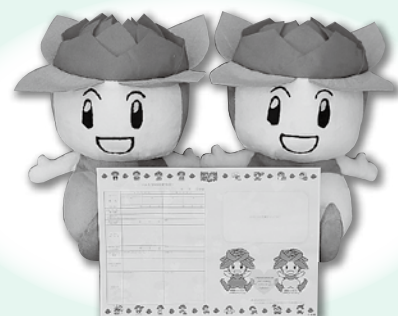
なお、この案内板の設置および管理にかかる費用は、事業者の広告料により賄われています。

☎ 総務課 2225

## 手元に残せるオリジナル記念婚姻届「ふたりの出愛物語」ができました

結婚の大切な記念に、役所に提出する婚姻届とは別に、手元に残せるものです。

町ホームページからダウンロードするか、住民課でお渡しします。ぜひ、ご利用ください。



☎ 住民課 2114

# 防災行政無線を用いた訓練放送を行います

当日は、町の防災行政無線から訓練放送が流れます。

**実施日時** 11月29日(火) 11時ごろ

地震など災害をはじめとする有事のときに備え、町の防災行政無線を用いた伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（J-ALERT※）から送られてくる国からの情報を確実に皆様へお伝えするために全国で行われます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

**放送内容** (チャイム音)  
+ 「これは、テストです」×3  
+ 「こちらは、防災伊奈町です。」  
(チャイム音)

※J-ALERTとは、災害をはじめとする有事の際の緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

☎ 生活安全課 2282

## 町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

**納期限 11月30日(水)**

- |             |    |
|-------------|----|
| ①固定資産税      | 4期 |
| ②国民健康保険税    | 5期 |
| ③介護保険料      | 5期 |
| ④後期高齢者医療保険料 | 5期 |

納期内の納付をお願いします。  
(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に同封されているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ ①②収税課 2143  
③福祉課 2124  
④保険医療課 2175

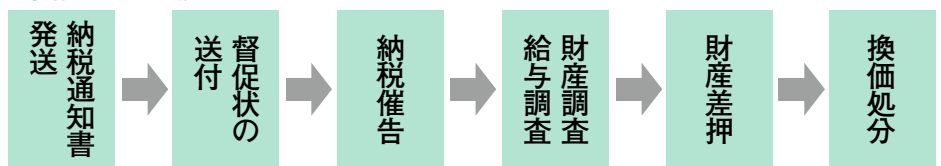
## 滞納整理強化期間

催告等に応じない滞納者には

# 差押処分をします

埼玉県下一斉で、10月～12月を滞納整理強化期間とし、徴収の取り組みを強化しています。これまで再三にわたり町税未納者に納税をお願いしてきましたが、このまま未納が続く場合は、税負担の公平性を確保するため、法律の規定に基づき財産（不動産、預貯金、給与、生命保険等）の差押処分を執行します。納めていない方は早急に納付してください。☎ 収税課 2143

### 滞納処分の流れ



#### ◎督促状の送付

納期限が過ぎても納付の確認ができない方に対し、督促状を送付します。

#### ◎納税催告

督促状を送付しても納付しない方に対し、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問を行います。

#### ◎財産調査

催告に応じない滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

#### ◎給与調査

滞納者が給与所得者である場合は、給与と差押をするために、勤務先に対し給与調査を行います。

#### ◎滞納処分（財産差押・換価処分）

納期限を過ぎても納付せず、税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に財産の差押などの処分を受けることとなります。差押の対象は、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などです。

#### ◎相談窓口

町税を納期限までに納めることが難しい場合は、収税課にご相談ください。平日に来庁できない方のために、休日納税相談も実施しています。

相談日：毎月最終日曜日 9時～16時

※相談日を変更する場合がありますので、来庁する場合は前もって相談日を確認願います。